



SMTB年金ニュース

(平成24年6月25日)



三井住友信託銀行 年金信託部

【厚生年金基金】

最低責任準備金および純資産額の早期報告について

本日（平成24年6月25日）、標記に関する以下の通知が発出されました。

- ・ [厚生年金基金における最低責任準備金及び純資産額の報告について](#)

I. 主な内容

昨今の運用環境の悪化等に伴い、代行割れ問題が深刻化している。このような状況下において、公的年金の一部を基金が運用することのリスクが高まっており、積立不足を生じている基金については、早急に対策を講じる必要がある。

このため、代行割れの状況を早期に把握する必要があることから、毎年度終了後3ヶ月以内に、最低責任準備金に対する積立状況を報告すること。

補足：「公的年金の一部を基金が運用することのリスクが高まっており」との表現がありますが、当該表現は以下を意図したものである旨、厚生労働省から確認を得ています。

- ✓ 厚生年金基金制度自体を否定しているものではなく、運用環境の悪化に伴うリスクが高まっている事実を表したもの
- ✓ 公的年金の一部を運用していることにより、最悪の場合、厚生年金本体等への悪影響が生じる可能性があることを表したもの

II. 報告内容

報告内容は以下のとおり。

- ・ 受託機関名、基金番号、厚生年金基金名称
- ・ 年度末における最低責任準備金、純資産額、最低責任準備金に対する純資産額の割合

補足：以下のとおり、厚生労働省から確認を得ています。

- ✓ 当該報告値は、報告時点の情報による暫定的な算定結果でよく、9月末日までに報告する最終確定値と相違しても問題ない。

Ⅲ. 報告方法

上記内容を、厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長宛て提出すること。
報告内容が記載されていれば報告書の様式は自由。

補足：以下のとおり、厚生労働省から確認を得ています。

- ✓ 提出に当たっては基金から受託機関を経由してもよく、提出方法については基金が各自で判断すること。

Ⅳ. 報告期限

- ・毎年度終了後の6月末日。
- ・ただし、平成23年度末時点の報告期限については、平成24年7月15日とする。

弊社総幹事の厚生年金基金様におかれましては、当該通知にて要請されております報告内容を弊社より各基金様へご報告いたします。

ただし、厚生労働省に確認しましたところ、「各基金様の代わりに受託機関から厚生労働省宛て提出することも差し支えなく、またこの場合、各基金様から厚生労働省への提出は不要」である旨の回答を得ております。

つきましては、各基金様へのご報告に合わせて弊社より厚生労働省宛て提出することとして、各基金様にご負担をおかけしない方向で検討しております。

以上

本メールまたはファックスが、万一誤ってご登録先以外の方に着信した場合には、お手数ですが下記担当部署までご連絡下さいます様お願い申し上げます。

担当部署：三井住友信託銀行株式会社 年金信託部

電話番号：03-6256-3595